

# 平成 26 年度

## 京都市人事委員会事務局運営方針

### ◆◆◆◆人事委員会の使命と役割◆◆◆◆

公務員が国民全体の奉仕者として、行政を民主的・能率的に運営していくためには、その身分が公正・公平な人事制度によって裏付けられていることが必要です。

このため地方公務員法は、中立的で独立した人事行政の専門機関として、人事委員会を都道府県及び政令指定都市に置かなければならないとし、主に次の権限を人事委員会に与えています。

- 行政権限：職員採用試験等の実施，人事行政について任命権者への報告・勧告等を行う権限
- 準立法的権限：法律又は条例に基づき人事行政に関する規則を制定する権限
- 準司法的権限：職員と任命権者との間に法律上の紛争が生じたときに審査・裁定等を行う権限

京都市人事委員会事務局は、人事委員会がこれらの権限を適切に行使し、公正、公平な人事行政を推進することができるよう努めます。

◆◆◆◆平成 26 年度 人事委員会事務局運営の総括表◆◆◆◆

基本方針・重点方針				
京都市が求める有為な人材を採用し，社会情勢に適応した職員の勤務条件を確保するとともに，意欲・能力に基づいた職員の任用等により組織活力の向上を図る。				
平成26年度重点取組				
	取組名	目標	計画・条例等	所属等
有為な人材の採用	1	人物重視による職員採用試験の改革	職員採用試験を人物重視の観点から実施するとともに，優秀かつ高い倫理意識を持つ人材の確保に向けて絶えず在り方を検討し，各任命権者と協議のうえ，必要な改善を行う。	任用課長
	2	求める人材を獲得するための広報活動の充実	ホームページでの発信，メールマガジンの発行，大学でのガイダンス実施等を充実させ，市職員の仕事の魅力の発信を強化する。また，試験種別に応じて，広報手法を多様化させる。	任用課長
適切な勤務条件の確保	3	給与その他の勤務条件に関する報告・報告の適切な実施	民間給与と職員給与の比較に基づき，国等の制度との均衡等を考慮のうえ，給与に関する適切な報告・報告を行う。また，国における給与制度の総合的見直しの動向に留意し，必要な検討を行う。給与以外の勤務条件について，真のワークライフバランスの考え方等も踏まえた報告を行う。	調査課長
組織活力の向上	4	意欲・能力に基づいた職員の任用	係長能力認定試験について，新たに見直した制度により受験率の向上を図り，全庁的に継続して自己研鑽に取り組む組織風土を目指す。	任用課長
	5	倫理観，規範意識の向上	公私にわたり法令を遵守し，高い倫理観，規範意識を持って公正に職務に取り組む職場風土を醸成する。	任用課長 調査課長

## ◆◆◆◆平成 26 年度の重点取組の概要◆◆◆◆

### (1) 求める人材を獲得するための広報活動の充実（任用課長）

職員採用試験を人物重視の観点から実施するとともに、優秀かつ高い倫理意識を持つ人材の確保に向けて絶えず在り方を検討し、各任命権者と協議のうえ、必要な改善を行います。

### (2) 人物重視による職員採用試験の改革（任用課長）

ホームページでの発信、メールマガジンの発行、大学でのガイダンス実施等を充実させ、市職員の仕事の魅力の発信を強化します。また、試験種別に応じて、広報手法を多様化させます。

### (3) 給与その他の勤務条件に関する勧告・報告の適切な実施（調査課長）

民間給与と職員給与の比較に基づき、国等の制度との均衡等を考慮のうえ、給与に関する適切な勧告・報告を行います。また、国における給与制度の総合的見直しの動向に留意し、必要な検討を行います。給与以外の勤務条件について、真のワークライフバランスの考え方等も踏まえた報告を行います。

### (4) 意欲・能力に基づいた職員の任用（任用課長）

係長能力認定試験について、新たに見直した制度により受験率の向上を図り、全庁的に継続して自己研鑽に取り組む組織風土を目指します。

### (5) 倫理観、規範意識の向上（任用課長、調査課長）

公私にわたり法令を遵守し、高い倫理観、規範意識を持って公正に職務に取り組む職場風土を醸成します。

## ◆◆◆◆平成 26 年度予算◆◆◆◆

公平審査その他調査	2,093 千円
給与調査勧告	763 千円
職員任用	23,605 千円
人事委員会その他事務	1,639 千円
	<hr/>
総額	28,100 千円